

内部告発の抑制要因の検討

—被害の深刻度と集団規範が内部告発に及ぼす影響—

吉田 翔

【問題と目的】

ACFE(2014)によると、組織における不正は場所を問わず発生するものであり、不正の脅威を逃れる組織など存在しないと言われている。また、組織は毎年収益の 5%を不正行為で脱失していると推定されている。そのため、組織における不正行為は抑止されるべきものであり、新たな不正行為が起きないように防止する必要がある。それを可能とする手段として内部告発が挙げられる(王・宮本・今野・岡本, 2003)。しかし、人々が実際に不正を目撃した際に内部告発をする程度は低いとされる(王他, 2003)。そこで本研究においては、内部告発の操作可能な抑制要因を探り、社会において内部告発がより促進されるための方法を検討することを目的とした。

また内部告発に関する先行研究では、早急に内部告発をしなくても被害が軽微で収まる緊急性が低い状況しか検討されてこなかった。しかし現実場面においては、自動車の整備不良の隠ぺいや食品の消費期限改ざん等の不正行為のように、早急に内部告発をしなければ被害が深刻になるような緊急性が高い状況も存在することが考えられる。そこで本研究では、早急に内部告発をしないことで生じる被害の深刻度が、内部告発をするという意思決定の過程に及ぼす影響を検討することを目的とした。

本研究では2つのシナリオ実験が実施された。どちらの実験においても、実験参加者のアルバイト先の菓子店において、ある店員が製造年月日を改ざんするという不正行為をしている状況を設定した。

【研究 1: 被害の深刻度と集団規範の強度が内部告発に及ぼす影響の検討】

〈問題と目的〉 内部告発の規定要因を示した熟考行為モデル(Azjen & Fishbein, 1980)と内部告発の意思決定過程を示したPOBモデル(Miceli et al., 2008)から、人は内部告発をする際に、周囲の人の反応を想像し、内部告発をすることによる benefit と cost を比較することが考えられる。この際、プロスペクト理論(Kahneman & Tversky, 1979)等から、人は benefit よりも cost を重視することが考えられる。そこで本研究では、自分が内部告発をすることによる周囲の人の反応を想像し、告発することの cost を重視することが内部告発の抑制要因であるとの仮説を立てた。内部告発とは集団規範からの逸脱行動であるとされる(甲原, 2014)。この時、強度が高い集団規範から逸脱する際は、強度が低い集団規範から逸脱するよりも、逸脱することによる cost を重視することが考えられる。本研究では、集団規範の強度を決定する要因として、告発企図者の周囲にいる、不正行為を目撃した告発企図者以外の他者の数である、不正行為目撃人数を操作した。また、早急に内部告発をしないことで生じる被害の深刻度が、内部告発をするという意思決定の過程に及ぼす影響を検証した。そのため、緊急性が高く、早急に内部告発をしないことで生じる被害が深刻な時のみ道徳直観者モデル(Haidt, 2001)に基づいた、直観的判断である道徳的判断による意思決定がなされるとの仮説を立て、実験を実施した。

〈方法〉 調査デザインは、2(被害の深刻度:深刻・軽微)×2(不正行為目撃人数:自分一人・多数)の参加者間計画であった。調査対象者は 73 名の大学生であった。特に不備のある回答は見受けられなかったため、73 名全員を分析対象とした。

〈結果と考察〉 緊急性が高く、早急に内部告発をしないことで生じる被害が深刻な時のみ、直観的判断

である道徳判断による意思決定がなされることが示唆された。すなわち、早急に内部告発をしないことで生じる被害の深刻度が、内部告発をするという意思決定の過程に影響を与えていることが明らかとなった。しかし、自分が内部告発をすることによる周囲の人の反応を想像し、告発することの cost を重視することが内部告発の抑制要因であることは示唆されなかった。その原因として、不正行為目撃者が形成する集団規範の種類に考慮しなかったことが挙げられる。すなわち、不正行為目撃者が不正を黙認するといった内部告発をする意図を持たない規範を想定している実験参加者と、不正行為目撃者が内部告発をする意図を持つ規範を想定している実験参加者が混在していたことが考えられる。また、研究 2 においては、集団規範の強度を決定する要因として、告発企図者の周囲にいる、不正行為の存在を知る告発企図者以外の他者の数である、不正行為認知人数を操作する。よって研究 2 においては、不正行為認知者が形成している集団規範の種類を明確にした上でシナリオに記載する。

【研究 2: 集団規範の種類と強度が内部告発に及ぼす影響の検討】

〈問題と目的〉 不正行為認知者が形成している規範として、不正行為認知者に告発意図がない規範と、不正行為認知者に告発意図がある規範を構成した。そして、自分が内部告発をすることによる周囲の人の反応を想像し、告発することの cost を重視することが内部告発の抑制要因であるかを再検討することを目的とした。不正行為認知者の告発意図がない時は、内部告発をすることが集団規範から大きく逸脱することになるため、告発企図者は告発することの cost を重視する一方、不正行為認知者の告発意図がある時は、内部告発をすることが集団規範から大きく逸脱することにはならないため、告発企図者は告発することの cost を重視しないことが考えられる。

〈方法〉 調査デザインは、2(被害の深刻度: 深刻・軽微)×2(不正行為認知者の告発意図: あり・なし)×2(不正行為認知人数: 少数・多数)の参加者間計画であった。調査対象者は 153 名の大学生であり、そのうち 149 名を分析対象とした。

〈結果と考察〉 不正行為認知者の告発意図がなく、告発企図者が cost を重視する時よりも、不正行為認知者の告発意図があり、告発企図者が cost を重視しない規範が形成される時の方が内部告発をすることが明らかとなった。すなわち、告発企図者に告発することの cost を重視させる規範を形成することが内部告発の抑制要因となることが示唆された。また、不正行為認知者の告発意図がある規範においてのみ、責任の分散が起きることが明らかとなった。

【総合考察】

本研究は、内部告発の抑制要因を検討することと、早急に内部告発をしないことで生じる被害の深刻度が内部告発をするという意思決定の過程に及ぼす影響を検討することを目的とした。そして、不正行為認知者が告発意図を持たない規範を形成する時は、告発企図者が告発することの cost を恐れることが内部告発の抑制要因であることを明らかにした。また、不正行為認知者が告発意図を持つ規範を形成する時は、責任の分散が起きることが内部告発の抑制要因であることを明らかにした。さらに、早急に内部告発をしないことで生じる被害が深刻な時は、直観的判断である道徳的判断による意思決定をすることを明らかにした。

内部告発の抑制を防ぐためには、組織が不正行為認知者に告発意図を持つよう働きかけ、各成員の行動を記録する等のシステムを導入することによって責任の分散を防ぐことが考えられる。さらに、緊急性が高い時は道徳的判断を行うように促すことも必要であろう。(社会心理学)